

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年11月13日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	計装用圧縮空気系除湿装置(B)再生用送風機において、上部潤滑油(グリス)補給口に詰まりが認められたため、当該補給口を点検・修理。	GIII	
2	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(A)イオン交換樹脂再生において、「工程異常」警報の発生(ドレンII→逆洗II及びドレンIII→逆洗III工程で発生)が認められたため、当該原因調査・修理。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	4号機高電導度廃液系、除染廃液系受タンク液位記録計において、印字不良(プリントヘッドが正常に動作せず)が認められたため、当該記録計を点検・修理。	GIII	